

地方一般財源総額の確保についての提言

近畿ブロック知事会

令和8年8月

地方一般財源総額の確保についての提言

政府は、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける」ことを「骨太方針 2026」に盛り込んでおり、地方一般財源総額については、「令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することや、補正予算に依存した財政運営からの脱却にあたっては「地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずる」としている。

しかしながら、増え続ける社会保障関係経費や、国の法令等の関与が存在するなどの理由により義務的に発生する経費が地方の歳出の大部分を占めており、地方が自主的に用途を決めて使える財源は限られている。物価高騰が長期化する中、義務的に支出する給与関係経費、社会保障関係経費や金利上昇による公債費の増加等により、地方財政は依然として予断を許さない状況にある。

引き続き、こども・子育て支援の強化をはじめ社会保障の充実、東京一極集中の是正による多極成長型国家への転換、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策やデジタル化の推進など、喫緊の地域課題に機動的に対応していく必要があることから、次のとおり提言する。

1 地域課題に機動的に対応できるよう、今後の社会保障関係経費の増加など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

長引く物価高騰への対応に加え、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分について、代替となる安定的な恒久財源を確保するとともに、それが実現するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において確実に財源措置を講じること。

加えて、消費税の減税や「年収の壁」の更なる見直しが行われる場合についても、地方財源への影響が懸念されることから、国の責任において代替となる恒久的な安定財源を確保すること。

2 令和8年度地方財政計画では、臨時財政対策債は昨年度に引き続き新規発行額が計上されないことになり、残高も大きく縮減しているものの、依然として1.0兆円もの財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率引上げにより臨時財政対策債に依存することなく地方交付税総額を確保すること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日月	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純